

(追加分) 質疑応答について掲載しております。

Q1 提出書類(1) 訓練に関する提出書類内の別添1、2について、必ず記載しなければならない項目は何か。

A1 原則、全ての項目を記載すること。記載が難しい場合は、各学院と協議すること。  
※別添2は、申請するカリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合のみ提出が必要。

Q2 提出書類(2) 訓練実施施設に関する添付資料について、「令和2年度に委託訓練を実施した訓練施設は(2)ケを省略できる」とあるが、今回提出を省略した場合は令和3年度下半期の企画提案募集では提出が必要になるのか。

A2 令和3年度下半期の企画提案募集における提出書類については未定。

Q3 東京オリンピックの開会式・閉会式の関係で、令和3年度は祝日が移動することになる予定だが、それに合わせて訓練日程も調整することになるのか。

A3 訓練日程については、祝日が移動した後の暦に合わせて計画すること。  
なお、移動する祝日については以下のとおり。

- ・海の日 7月22日(木)・・・例年7月第3月曜日
  - ・スポーツの日 7月23日(金)・・・例年10月第2月曜日
  - ・山の日 8月8日(日)・・・例年8月11日
- ※ 8月9日(月)は振替休日

Q4 「医療(医科)・調剤事務科」における職場実習は1か月で実施することとあるが、訓練設定時間の指定はあるか。

A4 訓練時間については、1月当たり原則100時間以上で設定すること。

Q5 オンラインによる訓練については、訓練時間外での対応として理解してよいか。

A5 オンラインによる訓練の実施が認められた場合は、訓練時間として扱うこととなる。

Q6 令和3年4月、本校舎とは別に和歌山市内に教室を開設、申請予定の場合、どこまでの書類の添付及び内容の記載が必要なのか。

A6 募集要領7(1)(2)に示す必要書類を提出すること。また、書類の作成については、原則として全ての項目を記載すること。  
なお、記載が難しい場合は、各学院と協議すること。

Q7 令和3年度離転職者等職業訓練事業について、訓練受講者の選考試験は令和2年度と同じか。

A7 共通仕様書に記載のとおり、「必要に応じた訓練受講者の選考への参加」をお願いすることとしており、令和2年度と同様の実施を予定している。

Q8 1月当たりの訓練設定時間が平均100時間を超えていれば、訓練実施委託費及び就職支援実施委託費の月額単価は按分されないのか。

A8 国の要領により委託訓練では、「1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの(祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。)にあっては、訓練実施委託費及び就職支援実施委託費の月額単価を訓練設定時間の割合で按分すること。」となっている。具体的には各学院に確認すること。

Q9 企画提案募集について、評価結果の内容はどこまで教えてもらえるのか。

A9 企画提案者には、評価結果について「評価の総得点、委託先内定団体の得点、貴団体の得点」を通知することとしている。より良い職業訓練の実施のために事業者の皆様から企画提案していただくこととしている趣旨から、項目ごとの評価点や評価内容の詳細については通知していないのでご理解いただきたい。

## <離転職者訓練の「介護初級科」及び「介護・パソコン科」について>

Q10 個別仕様書の留意事項に、「原則として訓練受講者の就業希望に沿った複数(2ヶ所以上)の職場体験・見学等を実施する」とあるが、訓練受講者の希望が特にならない場合は、訓練受託者が職場見学等実施施設を指定してもよいか。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、訓練受講者が希望する施設で職場見学等を実施できない場合についても、訓練受託者が職場見学等実施施設を指定してもよいか。

A10 状況によっては訓練受託者が職場見学等実施施設を指定することが想定されるが、できる限り訓練受講者の希望に沿うことが望ましい。

Q11 「和歌山県離転職者等職業訓練企画書(※)の2訓練実施施設名」には職場実習予定先のみ記載すればよいのか。それとも、職場見学予定先の記載も必要なのか。  
※和歌山は「様式 1-1」、田辺は「様式 1」。

A11 職場実習及び職場見学を実施する場合は、両方の記載が必要。

Q12 「和歌山県離転職者等職業訓練企画書の2訓練実施施設名」及び「職場見学等実施計画書(※)」に記載する事業所は、同じ事業所を記載すればよいか。  
※和歌山は「様式 13」、田辺は「様式 11」。

A12 そのとおり。

Q13 職場見学をオンラインで実施する場合、訓練時間は9:30~16:00(昼休憩1時間)での実施になるのか。

A13 2か所以上での職場見学等の合計時間について、下限は12時間以上、上限は64時間以内(総訓練時間の2割)としているが、1施設あたりの訓練時間の下限は設定していない。

オンラインによる職場見学は、内容によっては認められない場合もあるため、事前に各学院に確認すること。

Q14 介護分野の委託訓練カリキュラム（様式10※）の取得目標資格について、修了時の試験に合格してからではないと介護員養成研修介護職員初任者研修課程の修了証は発行できない。当該項目について、「訓練修了時に左記課程も修了」と記載されているが、修了時の試験に不合格の場合においても修了すれば無条件で修了証が発行されると受講希望者が勘違いをするおそれがあるため、記載を変更してもよいか。

※和歌山は「様式10-5」及び「様式10-6」、田辺は「様式10-4」。

A14 様式として定めている箇所になるため、変更は不可。

Q15 介護初級科の委託訓練カリキュラム（様式10※）の訓練目標の記載について、日常で家族の介護をするために、資格だけ取って知識を習得しておきたいと考える受講者がいるかもしれないので、訓練目標を加筆修正してもよいか。

※和歌山は「様式10-5」、田辺は「様式10-4」。

A15 様式として定めている箇所になるため、変更は不可。

Q16 介護分野の委託訓練カリキュラム（様式10※）において、職場見学は「実技内の職場実習」に組み込むのか。

A16 そのとおり。